

入所受け入れ基準

特別養護老人ホーム和幸園

1. 本人の状態
2. 在宅での介護力
 - 〔1〕 在宅サービス利用率
 - 〔2〕 介護者の状況
 - 〔3〕 特記事項

以上を点数化し、点数の高い方を優先に入所を受け入れています。

別表【入所申し込み者評価基準】参照

入所までの流れ

- ① 入所意志の確認
 - ・対象者：要介護3～要介護5までの方ですが、重度の要介護者が優先となります（要介護1～2の方は特列入所の扱いとなります）
- ② 入所申し込みの受付
 - ・入所申込書の提出（必要なもの→印鑑・介護保険証コピー）
- ③ 入所判定会議で入所の決定・連絡
 - ・入所判定会議開催月 1月・4月・7月・10月
- ④ 入所
 - 入所契約書の取り交わし

担当は 高田・加藤・川代 です。

入所に関することでしたら、なんでも相談してください。

青森市大字矢田字下野尻48-3

電話 017-737-3333

協力病院

- ・嘱託医 石木医院
- ・歯科往診 東ミナトヤ歯科

<http://www.wakouen.or.jp>



別表（入所申込者評価基準）

1 本人の状態（50点）

(1) 要介護度・日常生活自立度（認知症）（点）

要介護度	5	4	3	2	1
評価点	50	40	20	10	0

注）認知症（日常生活自立度判定基準におけるランクⅢ以上の者）、精神疾患等は、要介護1から3の場合であって、経済的事由、精神疾患等により認知症対応型共同生活介護が利用できない場合には15点を加算する。

2 在宅等での介護力（40点）

要介護度、経済的事由等により認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）が利用できない場合に限り次の（1）及び（2）を加算する。

(1) 在宅サービスの利用率（20点）（点）

利用率	70%以上	50%以上 70%未満	50%未満
評価点	20	10	0

- 注）1 対象となるサービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護とする。
- 2 算出方法は、直近3ヶ月分のサービス利用表別表に基づく支給限度基準額とサービス利用額の単位の平均割合により算出する。
- 3 介護老人保健施設や病院に入所（入院）しており、退所（退院）後も在宅生活が困難と認められる場合は、20点とする。

(2) 介護者の状況（20点）（点）

状 況	評価点
身寄りがないなど介護する者がいない	20
介護する者はいるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入院するなどの状況により事実上介護が不能	17
介護する者はいるが、要介護状態、病気療養中、障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	15
介護する者はいるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	12
介護する者はいるが、複数の介護や育児を行っているなど、十分な介護が困難	10
介護する者はいるが、就業しているため、十分な介護が困難	10

(3) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護の入居者

本人の状況等から入居中の事業所において介護が困難であるため、当該事業所から施設への入所の紹介があり、施設においても当該事業所における介護が困難である認められる場合には（1）及び（2）にかかわらず40点とする。

3 特記事項

その他介護老人福祉施設での対応が必要であると認められる合理的な事情がある場合は、各施設の委員会の判断により、その事情に応じて点数を加算することができる。

(例) 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合 等	合計で10点を限度とする
---	--------------

4 特例入所対象者の評価について

要介護1又は2の者については、入所申込者基準に係る意見書の「特例入所要件」に該当する者を評価の対象とし、その頻度等を考慮した上で入所判定を行うこと。